

『工学 実力完成講座 建築計画・法規・設備』(KU21469)

訂正表

2024年3月14日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 71	2 (1)①	誤	① 100 m ² を超える特殊建築物	2023/4/25
		正	① 200 m ² を超える特殊建築物 ※平成 30 年の建築基準法改正により建築確認を要しない特殊建築物の範囲が拡大されました(法 6 条 1 項 1 号関係)。	
P. 71	2 (4)	誤	(4) 建築物の用途を変更して 100 m ² を超える特殊建築物となる場合	2023/4/25
		正	(4) 建築物の用途を変更して 200 m ² を超える特殊建築物となる場合 ※平成 30 年の建築基準法改正により建築確認を要しない特殊建築物の範囲が拡大されました(法 6 条 1 項 1 号関係)。	
P. 92	[例題] 問題の肢 4	誤	4 建築基準法上、建ぺい率に関する規定は、都市計画区域内に限って適用される。	2023/4/25
		正	4 建築基準法上、建ぺい率に関する規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用される。	
P. 104	表 3.2 2 行目 「一酸化炭素」	誤	10 ppm 以下	2024/3/14
		正	(令和 4 年 3 月 31 日まで) 100 万分の 10 以下 (=10 ppm 以下) ※特例として外気がすでに 10 ppm 以上ある場合には 20 ppm 以下 (令和 4 年 4 月 1 日以降) 100 万分の 6 以下 (=6 ppm 以下) ※特例に関する規定は廃止。	
P. 104	表 3.2 4 行目 「温度」	誤	17 ~ 28 °C	2024/3/14
		正	(令和 4 年 3 月 31 日まで) (1) 17 °C 以上 28 °C 以下 (2) 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。 (令和 4 年 4 月 1 日以降) (1) 18 °C 以上 28 °C 以下 ※(2)の規定について、変更はありません。	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。